

軽自動車等の所有者（納税義務者）が死亡している場合の手続き

車両の名義変更または廃車のいずれかの手続きが必要です。

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税されます。

所有者(納税義務者)が死亡している場合は、速やかに名義を変更するか、

使用しない車両であれば廃車手続きを行ってください。

○準備していただくもの

- ・届出人の身分証明書（免許証、マイナンバーカード等）
- ・標識交付証明書【原本】登録時に町長が発行した書類
- ・ナンバープレート（廃車の場合、または他市町村にお住まいの方へ名義変更する場合のみ）
- ・届出人が別世帯のとき、相続人であることが確認できる戸籍謄本の写し

※相続人からの譲渡による登録のとき、譲渡証明書も必要になります。

※所有者が伯耆町以外の市町村でお亡くなりになった場合は死亡した事実が確認できる戸籍謄本が必要になります。